日本学生支援機構奨学金貸与終了者 の月額変更・第二種貸与期間延長・ 利率の算定方法変更の期限について

日本学生支援機構奨学金貸与終了者の月額変更・第二種貸与期間延長・利率の 算定方法変更の期限は、以下のとおりです。年度末貸与終了者は特にご注意ください。なお、各様式は学生支援課で配付しています。

月額変更

希望者は「奨学金貸与月額変更願」を、貸与終了月の前々月まで(ただし3月貸与終了者は12月まで)に学生支援課まで提出してください。

第二種貸与期間延長

第二種奨学金については、卒業(修了)期が次の事由により延びた者で在学学校 長が特に必要と認める場合は、修業年限の終期から1年以内の範囲で貸与期間の 延長を認めることがあります。

- ①留学による場合
- ②病気療養による場合
- ③ボランティア活動による場合
- ④被災(災害に起因する特殊事情を含む)による場合

希望者は「第二種奨学金貸与期間延長願」を、満期予定月の前々月まで(ただし 3 月満期予定者は 12 月まで)に学生支援課まで提出してください。

利率の算定方法変更

希望者は「第二種奨学金『利率の算定方法』変更届」を、貸与終了月の前々月まで (ただし3月満期終了者は11月まで)に学生支援課まで提出してください。